

(2) 台風・発達した低気圧等

区分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告 (第1体制)	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に、最大風速18m/s以上(陸上)の強風になると予想され警報級の可能性が高い場合、有義波高6m以上の波浪になると予想され警報級の可能性が高い場合、又は警戒勧告が相当と認められる場合 	・条件となる気象情報等の発表時	<ul style="list-style-type: none"> できる限り余裕のある時期に、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあっては陸揚げ固縛等を行う。 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、できる限り余裕のある時期に出港し、台風又は低気圧の影響を受けない沖合等の安全な海域に避難する。 <p>(様式3による)</p>
避難等勧告 (第2体制)	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が発表する気象警報・気象情報において、気仙沼地域が、おおむね24時間以内に最大風速25m/s以上(陸上)の暴風になると予想される場合、波浪警報が発表された場合、又は避難等勧告が相当と認められる場合 <p>※波浪警報の発表による避難等勧告は、波向が東寄り(北東から南東)の場合に限り発出する。なお、波浪警報による避難等勧告の発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。</p>	・条件となる気象情報等の発表時	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに荷役、作業を中止し、係留索の増取り等の係留強化、船倉蓋や水密扉の閉鎖、小型船にあっては陸揚げ固縛等を行う。 港内に在泊することにより危険を生ずるおそれがあると予想される船舶は、直ちに出港し、台風又は低気圧の影響を受けない沖合等の安全な海域に避難する。 <p>(様式4による)</p>
勧告解除	<ul style="list-style-type: none"> 勧告の基準となる条件が解除(又は変更)され、港内の安全が確認された時 		<p>勧告を解除する。</p> <p>(様式5による)</p>

※各勧告の内容は、船長が自船の性能、気象・海象等のあらゆる条件を考慮して行う最善の判断による措置を妨げるものではない。